

税務相談室

平成20年改正税法 (その2) 前号の続き

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

平成20年度の税制改正について、お教えてください。

回答

5. 200年住宅促進税制

持続可能な社会の実現を目指し、良質な住宅を長く使うことにより地球環境への負荷の低減を図るとともに、建替えコストの削減による国民の住宅負担の軽減を図るため、一定の基準に適合する認定を受けた長期優良住宅(「200年住宅」)については、初期投資に係る負担を軽減するため、登録免許税・不動産取得税及び固定資産税について税の優遇措置が設けられました。

- イ)登録免許税・・・所有権の保存登記、移転登記とも0.1%
- ロ)不動産取得税・・・住宅の課税標準から1,300万円控除
- ハ)固定資産税・・・住宅に係る固定資産税の2分の1減額(5年間、中高層耐火建築物は7年間)

6. 土地・住宅税制

- ① 土地に係る登録免許税の税率の軽減措置の見直しがされました。これは、土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を段階的に引き上げたうえ、その適用期限が平成23年3月31日まで3年延長されました。
- ② 給与所得者等が住宅資金の貸付等を受けた場合の課税の特例の適用期限が延長されました。
これは、使用人が勤務先から住宅資金の貸付けを受けている場合や、使用人が銀行や事業主団体等から借りている住宅資金に対して使用者が利子補給を行っている場合にその使用人が負担する利率が1%以上であれば、原則として、使用人が受ける経済的利益については、課税しないという特例制度です。

ただし、その使用人が負担する利率が1%に満

たない場合には、1%の利率と貸付利率との差額について、給与所得として課税されることになっています。

この課税の特例制度の適用期限は、平成20年12月31日までとされていましたが、2年間延長され平成22年12月31日までとされました。

7. ふるさと納税制度

自治体への寄附金の優遇税制が見直され「ふるさと納税制度」が導入されることになりました。

その内容は、個人住民税の1割を上限に、寄附金の5,000円を超える部分を税額から差し引けるといふものです。

8. 金融・証券税制

① 上場株式等を譲渡した場合における、上場株式等に係る譲渡所得等の金額について、申告分離課税の税率は10%(所得税7%・住民税3%)とするという軽減税率の特例が設けられていますが、平成20年12月31日をもってこの軽減税率は廃止されることになり、平成21年1月1日以後は20%(所得税15%・住民税5%)となります。ただし、特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの《2年間》に上場株式等を譲渡した場合には、その年分の上場株式等に係る譲渡所得の金額のうち500万円以下の部分については、10%(所得税7%・住民税3%)とされます。

② 上場株式等の配当所得等に対する源泉徴収制度で、居住者等が支払いを受けるべき上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率については、平成20年12月31日をもって10%(所得税7%・住民税3%)の軽減税率が廃止され、平成21年1月1日以後は20%(所得税15%・住民税5%)となります。

ただし、源泉徴収税率の特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの《2年間》に居住者等が支払いを受けるべき上場株式等の配当等(大口株主が支払いを受けるものを除きます)が年間100万円以下の場合には、源泉徴収税率が10%(所得税7%・住民税3%)とされます。

③ 平成21年1月1日以後に、居住者が支払いを受けるべき上場株式等の配当所得については、その居住者等は20%(所得税15%・住民税5%)の税率による申告分離課税を選択できる制度が創設されました。

④ その年分の上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるとき、又はその年分の前年以前3年以内の各年に生じた上場株式等の譲渡損失の金額(前年以前に既に控除したものを除きます)があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限られます)から控除するものとされました。